

基監発第0705001号

平成16年7月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成16年度における新規起業事業場の労働条件整備
サポート事業の実施について

平成11年4月1日付け基発第224号「新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について」をもって指示された標記事業について、本年度においては、社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）の会長通知（別添1）のとおり実施することとされたので、本事業の運営が円滑に行われるよう、情報提供、新規起業事業場に対する本事業の勧奨等について必要な協力、援助方お願いする。

なお、本事業の実施に関する留意事項について、全基連事務局長から都道府県支部事務局長に対し、別添2のとおり通知されているので参考までに送付する。

おって、コーディネーター及びコーチャーの選任に当たっての都道府県支部長から都道府県労働局長への協議については、本年度から廃止することとしたので申し添える。

(別添1)

全基連発第37号の1
平成16年 4月 1日

各 都 道 府 県 支 部 長 殿

(社)全国労働基準関係団体連合会
会 長 阿 南 惟 正

平成16年度新規起業事業場の労働条件整備サポート事業
の実施について

標記のことについて、厚生労働省からの委託を受け、本年度も引き続き実施することになりました。

つきましては、別添「新規起業事業場の労働条件サポート事業実施要綱」及び下記事項に留意の上、適正かつ円滑な事業の推進をお願いします。

なお、本事業に関して、厚生労働省労働基準局監督課長から都道府県労働局長に対して別途指示がなされる予定であり、その際には当該通達の写しを送付することとしているので念のため申し添えます。

記

1 事業の目的

本事業は、都道府県支部（以下「支部」という。）に労働条件整備コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置及び労働条件整備コーチャー（以下「コーチャー」という。）の登録をし、新規起業事業場に対してその設立当初に労働条件の整備のための支援を行い、もって労働者の労働条件の確保に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) コーディネーターによる本事業の統括管理等

イ 配置

原則として、各支部に本事業全体の統括管理業務を行うコーディネーターを1名配置する。

ロ 委嘱

全基連会長は、支部長が推薦する者をコーディネーターに委嘱する。

ハ 職務

コーディネーターは、支部長の指示を受け、以下の業務を行う。

- ① 本事業全体の統括管理業務
- ② 支部に来所した新規起業事業主への指導、助言及び情報の提供
- ③ 本事業に関する申請の受理、審査
- ④ コーチャーに対する指示及び指導
- ⑤ 関係団体との連携に関すること等

(2) コーチャーによる指導、助言等

イ 登録

各支部に、新規起業事業場に対して直接指導、助言及び情報の提供を行うコーチャーを、都道府県労働局管下の労働基準監督署の数に相当する程度の人数分登録する。

ロ 委嘱

全基連会長は、支部長が推薦する者をコーチャーに委嘱する。

ハ 職務

コーチャーは、コーディネーターの指示及び指導に基づき、本事業に係る支援の申請があった事業場を訪問し、当該事業場の実態に即して、コーチャー用指導マニュアル等を用いて労働条件整備に必要な指導、助言及び情報の提供を行う。

(3) 指導用資料の作成

全基連本部は、労働条件整備サポート検討委員会を設置し、当該委員会の検討結果等に基づき、情報提供用パンフレット、労働条件整備の状況に応じた指導及び助言を行うためのプログラムメニュー等を作成し支部配布する。

(4) 求人開拓、雇用創出への相談・支援の実施

依然として厳しい雇用失業情勢の中で、本事業についても求人開拓、雇用創出への相談・支援に取り組んできているところであるが、本年度においても引き続き実施することとしたので、平成 11 年 7 月 1 日付け全基連発第 116 号及び平成 15 年 4 月 2 日付け事務連絡により、積極的な取り組みに努めること。

3 周知広報活動

地区労働基準協会等、経営者協会、商工会議所、中小企業団体中央会、商工会及び建設業協会等の経営者団体や公共職業安定所、社会保険事務所等関係行政機関の協力を得て、ポスターの掲示、パンフレットの窓口配布などによる本事業の周知広報に努めること。

4 事業運営費の交付

本事業の実施に必要な経費については、別途通知する。

5 都道府県労働局との連携

本事業の実施に当たっては、事業全般について、常に都道府県労働局との連携を図ることに努めること。

6 事業実施結果報告等

本事業の事業運営費の精算及び事業実施結果報告の時期は次のとおりとする。

なお、本年度から、本事業の的確な実施と適正な資金交付を行うため、別途通知するところにより、事業の実施状況及び事業運営費の支出状況についての中間報告を求める予定であるので、関係資料の整備に努めておくこと。

(1) 本事業の実施結果報告については、様式第 1 号「労働条件整備サポート事業実施結果報告書」により、平成 17 年 3 月末日までに事業部あて報告すること

(2) 本事業の運営費については、様式第 2 号「平成 16 年労働条件整備サポート事業経費支払済額報告書」により、平成 17 年 3 月末日までに報告すること

新規起業事業場の労働条件整備サポート事業実施要綱

1 事業の目的

最近の景気の低迷、厳しい雇用失業情勢の中で、経済の活性化を図り、真に活力ある経済社会を築くためには、ベンチャービジネスをはじめ新規起業の促進を図っていくことが重要である。このような新規起業事業場の発展は人材に支えられているところが大きく、労働条件の適正化は必要不可欠であるが、一般に労働条件の整備を図るための情報やノウハウを十分に有していない状況にある。

このため、新規起業事業場に対し、なるべく早い段階で労働基準法等関係法令や労働条件管理について専門的な知識を有する者によって事業場の実態に合わせた指導、助言及び情報提供を実施することにより、労働条件の整備を図ることを目的とする。

また、雇用失業情勢がますます厳しくなる中、本事業においても求人開拓、雇用創出への相談支援を実施することとし、採用計画の作成、要因の確保及び雇用調整に関する労働条件整備等についても指導、助言及び情報提供を行う。

2 事業の実施方法

本事業は、厚生労働省労働基準局長が社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）に委託して行う。

3 事業の内容

本事業の目的を達成するため、全基連の都道府県支部（以下「支部」という。）に本事業全体の統括管理業務を行う労働条件整備コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を各1名委嘱し配置するとともに、新規起業事業場を訪問し直接その実態に合わせて指導、助言及び情報提供を行う労働条件整備コーチャー（以下「コーチャー」という。）を各支部ごとに労働基準監督署の数に相当する程度の人数を委嘱して登録し、申請に応じて事業場に派遣できるよう配置する。

また、支部に雇用・労働条件管理に関する相談コーナーを設置する。

(1) 対象事業場

本事業の対象となる新規起業事業場は、設立（分社化し独立した場合を含む）又は事業開始等労働基準関係法令の適用を受けるようになった日又は異業種に進出し、当該異業種の事業に労働者を配置した日からおおむね5年以内の事業場とする。

(2) コーディネーター及びコーチャーの委嘱

コーディネーター及びコーチャーは、労働基準法等関係法令及び労働条件管理に精通し、事業場における労働条件の改善に熱意のある者であって、支部の長が、推薦した者について、全基連の会長が委嘱する。委嘱期間は1年以内とする。

(3) コーディネーターの職務

- イ 本事業全体の統括管理業務
- ロ 支部に設置された相談コーナーに來所した新規起業事業者への指導、助言
- ハ 本事業に関する申請の受理
- ニ コーチャーに対する指示、指導
- ホ 公共職業安定所及び関係団体との連携

(4) コーチャーの職務

コーチャー用指導マニュアルによる申請事業場への指導、助言及び情報提供

(5) コーチャー用指導マニュアル等の作成

- イ 全基連に、労働条件整備に資するコーチャー用指導マニュアルを作成するため、労働条件整備サポート検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ロ 全基連は、委員会での検討結果等に基づき、コーチャー用指導マニュアル、制度周知用及び情報提供用パンフレット、労働条件整備の状況に応じて労働条件の整備について指導及び助言を行うためのプログラムメニュー等を作成する。

様式第1号

平成 年 月 日

(社) 全国労働基準関係団体連合会会長 殿

支部名
代表者

印

平成16年度労働条件整備サポート事業実施結果報告書

標記について、別紙のとおり報告します。

別紙

労働条件整備指導結果

(1) 事業場の規模別指導件数

| | | | | | |
|------|---------|---|---|---|---|
| 労働者数 | 9人以下 | 件 | } | 計 | 件 |
| | 10人～29人 | 件 | | | |
| | 30人以上 | 件 | | | |

(2) 事業場の申請要件別指導件数

| | |
|--------------|---|
| 新たに事業を始めた事業場 | 件 |
| 新分野に進出した事業場 | 件 |

(3) 事業場の業種別指導件数

| | | | |
|--------|---|--------|---|
| 製造業 | 件 | 保健衛生業 | 件 |
| 建設業 | 件 | 接客娯楽業 | 件 |
| 運輸業 | 件 | 清掃・と畜業 | 件 |
| 商業 | 件 | その他の事業 | 件 |
| 通信業 | 件 | | |
| 教育・研究業 | 件 | | |

(4) 内容別指導件数

(重複している場合は各項目についてそれぞれ記入すること)

| | | | |
|-------------|---|---------------|---|
| ①労働契約 | 件 | ⑥退職、定年制、退職金制度 | 件 |
| ②労働時間、休日・休暇 | 件 | ⑦就業規則 | 件 |
| ③賃金制度 | 件 | ⑧採用・人材確保 | 件 |
| ④配転・出向 | 件 | ⑨労災保険・雇用保険 | 件 |
| ⑤解雇 | 件 | ⑩その他 | 件 |

(注) コーチャャーより提出された指導結果報告書及び労働条件整備診断票を添付すること。

平成 年 月 日

(社) 全国労働基準関係団体連合会会長 殿

支部名
代表者

平成16年度労働条件整備サポート事業経費支払済額報告書

下記のとおり精算報告します。

記

(単位：円)

| 科 目 | 交 付 額 | 支 出 額 | 残 額 |
|--------------|-------|-------|-----|
| コーディネーター関係経費 | | | |
| ① 謝 金 | | | |
| ② 旅 費 | | | |
| コーチャー関係経費 | | | |
| ① 謝 金 | | | |
| ② 旅 費 | | | |
| 委託業務費等 | | | |
| ① 謝 金 | | | |
| ② 旅 費 | | | |
| ③ 庁 費 | | | |
| 合 計 | | | |
| ① 謝 金 | | | |
| ② 旅 費 | | | |
| ③ 庁 費 | | | |

全基連発第37号の2
平成16年4月1日

各都道府県事務局長 殿

(社)全国労働基準関係団体連合会
事務局長

平成16年度新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の
実施に当たって留意すべき事項について

平成16年度新規起業事業場の労働条件整備サポート事業の実施について、平成16年4月1日付け全基連発第37号の1をもって全基連会長から各都道府県支部長あて通知したところであるが、その具体的な運営に当たっては、別添「平成16年度新規起業事業場の労働条件サポート事業実施細部要領」(以下「実施細部要領」という。)及び下記事項に留意されたい。

記

- 1 労働条件整備コーディネーターの推薦
労働条件整備コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)は、都道府県支部(以下「支部」という。)の長が推薦すること。
なお、昨年度まで実施してきた都道府県労働局長との協議は廃止する。
- 2 労働条件整備コーチャーの推薦
労働条件整備コーチャー(以下「コーチャー」という。)は、労働基準監督署の数に相当する程度の人数を委嘱し登録することとするが、予想される申請件数及び地理的要素等を考慮し、適宜必要と思われる人数を推薦しても差し支えないこと。
- 3 雇用・能力開発機構都道府県センターとの連携
コーディネーターは、雇用・能力開発機構都道府県センター(以下「都道府県センター」という。)との連携強化を図るため、毎月必要とされる回数を都道府県センターに赴き、次の事項を実施すること。
なお、コーディネーターが都道府県センターに赴く回数等具体的な方法等については、各都道府県の実情に応じて、コーディネーターと都道府県センター間で調整することとする。
 - (1) 臨時窓口の開設
都道府県センターが、中小企業雇用創出助成金等に関する特別相談会を開催する日に、必要に応じて当該会場に臨時窓口を開設すること
また、都道府県センターと協議し、当該特別相談会において、本事業に関する説明を行うことに努めること
なお、場所的な制約等で臨時窓口を開設できない場合は、特別相談会の場にパンフレット等の備え付け、コーディネーターの連絡先の教示について依頼すること

- ② 打合せ会議出席旅費 1人当たり @2,310×1日
- (3) 支部補助者謝金
@6,010×月2日×12月
- (4) 支部活動費(庁費)
 - イ 消耗品費 @12,600×12月
 - ロ 広報啓発費 @4,200×12月

7 コーディネーターの活動記録

コーディネーターは、必ず実施細部要領様式第14号「労働条件整備コーディネーター日誌」に活動内容を記載し、保存しておくこと

8 その他

(1) コーディネーター全国会議の開催

本事業の具体的運用、留意事項等の伝達及び各支部における事業の遂行状況の報告と今後の取り組み等を協議するため、コーディネーターによる全国会議の開催を予定している。

開催日時等詳細は別途通知する。

(2) 支部における関係資料の整備等

交付金・委託事業等国が行う事業については、事業の必要性とその事業成果が強く求められており、本事業についてもその業績評価が行われているところであることから、今後本部において事業活動の分析を行うことが必要になるので、各支部においては、コーディネーター及びコーチャーからの活動結果報告を受けるに当たっては、単に支援事業場への支援状況の報告にとどまらず、指導又は改善した事跡を明らかにする書類等の提出を求め、整理・保管しておくこと

(3) 申請、報告等様式

申請、報告等に必要な様式は、本通知及び実施細部要領に示されたものをコピーして使用すること

平成 年 月 日

支 部 事 務 局 長 殿

(社) 全国労働基準関係団体連合会
事 務 局 長

平成16年度労働条件整備サポート事業経費交付内訳書

下記のとおり事業経費を交付します。

記

(単位：円)

| 科 目 | 交 付 額 | 備 考 |
|--------------|-------|-----|
| コーディネーター関係経費 | | |
| ① 謝 金 | | |
| ② 旅 費 | | |
| コーチャー関係経費 | | |
| ① 謝 金 | | |
| ② 旅 費 | | |
| 委託業務費等 | | |
| ① 謝 金 | | |
| ② 旅 費 | | |
| ③ 庁 費 | | |
| 合 計 | | |
| ① 謝 金 | | |
| ② 旅 費 | | |
| ③ 庁 費 | | |